

保育士等に係る保育所利用調整基準について

1 趣旨

待機児童解消に向けて保育所の整備を進める中、保育の担い手の確保が必要となっている。

そこで、平成29年度（5月入所・4月選考）から、区内の保育施設で保育士又は看護師として勤務される方を対象として、認可保育所等の利用調整基準に優先項目を設定することとした。

2 内容

指数同位の優先順位に新たに「順位5」の項目を設ける。

順位	内 容
1	区内在住者
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	<u>区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの。</u>
6	疾病
7	介護・看護
8	単身赴任（赴任開始日から引き続き6か月以上）又は長期入院者（入院開始日から3か月以上）
9	兄弟姉妹（卒園児を除く）が在園している又は二人以上同時申込み
10	認可外受託認定日の早い者
(略)	

3 実施時期

平成29年5月入所の利用調整から

4/10 4/20 内定発表

4 周知方法等

窓口 3月21日（火）から

ホームページ 3月24日（金）公開

書面での通知 3月21日（火）発送（対象：平成29年4月利用調整で内定が出なかった方及び2月17日以降申込みがあった方）

以 上